

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………
- 建築基準法による一定の一団の土地の区域……………
（都市整備局市街地建築部建築指導課）……………一
- 都営住宅の使用料の変更……………
（都市整備局都営住宅経営部経営企画課）……………二
- 都営住宅の名称、位置、使用料等……………
（同）……………四
- 都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更……………
（同）……………五
- 都営住宅の駐車場の区画数変更……………
（同）……………六
- 都営住宅の駐車場の名称、位置及び区画数……………
（同）……………六
- 建築基準法による道路位置の指定……………
（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）……………六
- 建築基準法による道路位置の指定の変更……………
（同）……………六
- 建築基準法による一団地の区域……………
（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課）……………六
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………
（環境局環境改善部化学物質対策課）……………七
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………
（同）……………九

- 平成二十九年におけるさんご漁業の許可等の申請期間等……………
（産業労働局農林水産部水産課）……………一〇
- 平成二十九年における底魚一本釣り漁業の許可等の申請期間等……………
（同）……………一〇
- 都立公園の位置、区域及び面積の変更……………
（建設局公園緑地部公園課）……………二
- 港湾施設の供用中止……………
（港湾局港湾経営部経営課）……………三
- 港湾施設の変更……………
（同）……………三

規程（交）

告示（交）

公告

- 東京都交通局ポイントサービス規程の一部を改正する規程……………
（同）……………三
- 昭和四十年交通局告示第十四号（東京都交通事業の料金徴収事務の委任）の一部改正……………
（同）……………三
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………
（生活文化局都民生活部管理法人課）……………三
- 都市計画の図書の縦覧（二件）……………
（都市整備局都市づくり政策部都市計画課）……………四
- 開発行為に関する工事完了……………
（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）……………九
- 東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出……………
（環境局総務部環境政策課）……………一〇
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出（二件）……………
（産業労働局商工部地域産業振興課）……………一〇
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………
（同）……………一二

告示

東京都告示第二百八十四号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき府中駅南口第一地区市街地再開発

組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十九年二月二十八日

東京都知事 小池 百合子

- 一 組合の名称
府中駅南口第一地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間
平成二十三年五月二十六日から平成三十年九月三十日まで
- 三 施行地区
府中市宮町一丁目地内
- 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日
府中市寿町一丁目五番地の一
平成二十三年五月二十六日
- 五 事業計画の変更の認可の年月日
平成二十九年二月二十八日

東京都告示第二百八十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一定の一団の土地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十九年二月二十八日

東京都知事 小池 百合子

- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日
対象区域の地名地番 認定年月日
港区芝浦三丁目百十八番二、同番八、平成二十九年二

の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十九年二月二十八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

武蔵村山市緑が丘千四百六十番一、平成二十九年一月二十六日
同番五から同番八まで、千四百八十五番一、同番四から同番九まで、千五百九十九番二、同番四、千六百十番、同番二から同番五まで、千六百十九番一、同番五から同番七まで、千六百三十八番、千六百六十六番、千六百七十五番一、同番三、同番四、千六百七十九番一、千六百九十一番、千六百九十三番一、同番七から同番十一まで、千七百三十二番一、同番三から同番十五まで、千七百五十七番六、千七百九十三番、千八百五十八番三、千八百五十九番一、同番三、千九百十三番四、同番八から同番十一まで、千九百十九番、同番二から同番五まで、千九百七十七番、同番二、同番三、千九百八十七番一、同番三、千九百九十三番一、同番八、二千番一、同番五及び同番六

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課 (立川市錦町四丁目六番三号)

●東京都告示第二百九十四号

土壤汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条

第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしななければならない区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

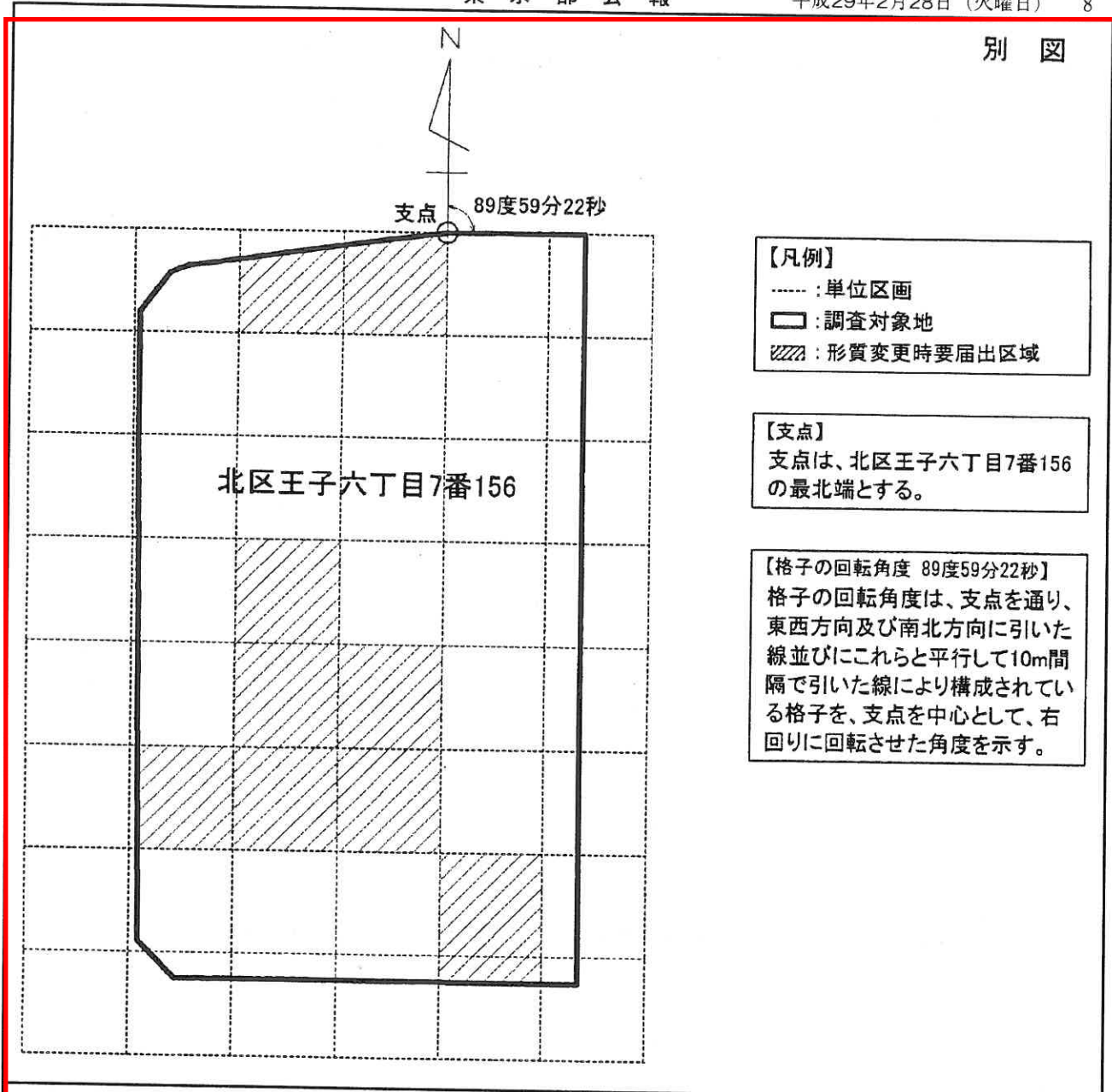
平成二十九年二月二十八日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (北区王子六丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



【凡例】
 ----- : 単位区画
 □ : 調査対象地
 ▨ : 形質変更時要届出区域

【支点】
 支点は、北区王子六丁目7番156の最北端とする。

【格子の回転角度 89度59分22秒】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百九十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
 り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
 ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい
 う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（北区西が丘三
 丁目地内）

一 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
 九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有
 害物質の種類 鉛及びその化合物